

木浜デイサービス えんがわ運営規程

1. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

木浜デイサービスえんがわ指定地域密着型通所介護事業所（以下「通所事業所」という。）が実施するサービスに該当する地域密着型通所介護の事業（以下『通所介護事業』という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定める。

事業所の機能訓練指導員（看護職員）、介護職員等の職員（以下「通所介護職員等」という。）が利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対しては適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

～地域の生活の音を感じ、声を感じ、においを感じる豊かな生活～

通所事業所の通所介護事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うものとする。

通所介護事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

上記の他、「守山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

名称 木浜デイサービス えんがわ

所在地 滋賀県守山市木浜町1931番地1

当事業所開設にあたっては、日常生活上の世話や機能訓練の一環として、地域の力を生かしたいと考えている。

当事業所は、地域住民に対して、通所介護支援に関する事業を行い、在宅介護者の支援と、要介護者が生き甲斐を持ち、住み慣れた町でその人らしく普通の暮らしができるように支援する。

通所介護事業所として、その利用者が満足できる安心安全な運営を心がけたい。

また、地域の介護者がほっとできる空間や、地域の人が立ち寄って利用者の展示作品を観賞したり、多世代が触れ合ったりできるスペースを地域の自治体と連携して創る。高齢者どうしの交流や多世代交流の場を設ける。

そうして、間近で介護事業を知ってもらい、啓発に努めたい。

2. 従業員の職種、員数及び職務の内容

本事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

通所介護職員の管理および業務の実施状況の把握と管理を行う。

それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対しその内容について説明を行う。

尚、通所介護計画の作成にあたって、すでに居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の相談に応じると共に、通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

- (3) 介護職員 1名以上(常勤換算後)
通所介護計画に基づき、主としての介護を行うものとする。
- (4) 看護師兼機能訓練指導員 1名以上
通所介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする。
- (5) その他の補助職員
利用者の状況に応じて配置し、本事業所職員の業務を補助するものとする。

管理者	従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理
生活相談員	管理者の補助ならびに介護職の補助を行う。 利用者またはその家族の相談に応じる。通所介護計画サービスの実施に必要な連絡調整をする。
看護師兼機能訓練指導員	通所介護計画に基づき、主として利用者の健康を観察し、異常の早期発見に努め、適切な対応をする。また日常生活を営むのに必要な機能の維持向上の訓練を行う。
介護職員	日常生活の世話、レクリエーション等の進行・利用者の送迎など通所介護計画に基づき、主として利用者の介護を行う。

3. 営業日及び営業時間
本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
営業日は、月曜日から土曜日とする。
ただし、休日は祝日、お盆休み、年末年始の
12月29日～1月3日とする。
営業時間は、8時30分から17時30分とする。
サービス提供時間は、9時15分から16時15分までとする。

本事業所の利用定員は1日15名までとする。

5. 通所介護のサービスの内容及び利用料

- ①入浴サービス
- ②食事サービス
- ③生活相談・助言
- ④レクリエーション
- ⑤機能訓練
- ⑥健康チェック
- ⑦送迎
- ⑧その他利用者に対する便宜の提供

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

6. その他の費用について
前項の支払いを受ける額その他、次の費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- ①昼食・おやつ代 1日 750円
 - ②紙おむつ代 1枚150円 紙パッド代 1枚60円 不織布タオル代 1枚50円

③前号に掲げるものの他、通所介護の提供において、通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

④利用者の都合で通所介護を中止する場合は、利用当日の前日17時30分までに連絡を必要とする。なお、利用当日朝8時30分以降の中止の申し出に関しては、食事代相当のキャンセル料を負担する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行った上で、支払いの同意を受けなければならないものとする。

前各号の支払いを受けた時には、管理者は、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7. 通常の事業の実施区域 守山市全域

8. サービス利用にあたっての留意事項

利用者及び家族は、通所介護事業の利用にあたっては、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるものとする。

9. 緊急時等における対応方法

本事業所は、通所介護事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、通所介護職員に周知しなければならないものとする。

利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

10. 身体拘束および行動の制限

本事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

11. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

12. 苦情解決

提供した通所介護に係る利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な処置を講ずるものとする。

13. 個人情報の保護

本事業所は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報の保護に関する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守するものとする。

14. ハラスメント対策の強化

運営基準(省令)に基づき、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため以下の措置を講ずる。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 一、虐待の防止のための指針を整備する
- 一、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 一、上記措置を適切に実施するための担当者を配置する

16. . 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延を避けるために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を行う。

感染の疑いについて、より早期に把握できるよう職員・利用者の健康管理に努める。

万が一感染症が発生した場合であっても必要な介護サービスを提供できる体制を構築する。

17. その他運営に関する重要事項

本事業所は、通所介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を設け、また利用者に対し適切な通所介護ができるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

通所介護職員等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においても同様とする。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

（附則）

この規程は平成26年	4月	1日から施行する。
この規程は平成28年	4月	1日から変更する。
この規程は平成29年	5月	15日から変更する。
この規程は平成30年	4月	1日から変更する。
この規程は平成31年	4月	1日から変更する。
この規程は令和1年	7月	1日から変更する。
この規程は令和2年	4月	1日から変更する。
この規程は令和3年	4月	1日から変更する。
この規程は令和5年	4月	1日から変更する。
この規程は令和7年	6月	1日から変更する。
この規程は令和7年	9月	1日から変更する。